

令和 3 年 5 月 6 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01325

研究課題名(和文) 画像の撮影・拡散によるプライバシー侵害等に対する刑事規制のあり方

研究課題名(英文) Criminal regulation against privacy infringement by taking and spreading images

研究代表者

豊田 兼彦 (TOYOTA, KANEHIKO)

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：90410539

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、盗撮等によるプライバシー侵害等に対する刑事規制を、ドイツ刑法と比較しながら調査、検討した。

その結果、日本では、条例や軽犯罪法による刑事規制があり、条例の処罰範囲が拡張されてきたが、なお断片的で地域差があり、法律上の盗撮罪の整備も十分に進んでいないこと、他方、ドイツでは、私的空間等での姿態の撮影を処罰する刑法201条aが運用されているほか、2020年には、公共空間での盗撮を処罰する184条kが追加されたことが確認された。そして、このようなドイツの刑事規制をさらに調査、検討することにより、日本の刑事規制のあり方を考える上で有益な新たな知見が得られるのではないかと結論に至った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

盗撮は、プライバシーその他の権利を侵害する違法な行為であるが、それが犯罪として処罰されるのは一部のものに限定されている。本研究では、スマートフォンやインターネットが発達した現在、そのような断片的な刑事規制で足りるかどうかを、ドイツにおける盗撮等の刑事規制と比較しながら検討した。本研究は、盗撮等の刑事規制のあり方を考える際の基礎資料となるものであり、この点に学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：In this study, I investigated criminal regulations against privacy infringement by taking and spreading images in comparison with German criminal law.

I found the following. In Japan, although there are criminal regulations by ordinances and Minor Offenses Act, they are only fragmentary. On the other hand, in Germany, Article 201a of the Penal Code, which punishes voyeurism in private spaces, is in operation, and in 2020, Article 184k, which punishes voyeurism in public spaces, was added. I conclude that further investigation of such German criminal regulations may provide useful new knowledge in thinking about what Japanese criminal regulations should be.

研究分野：刑法

キーワード：プライバシー等の侵害

#### 1. 研究開始当初の背景

インターネットとカメラ付き携帯端末の普及により、誰でも簡単に情報の送受信ができるようになり、われわれの生活は便利になった。しかし、他方で、個人のプライバシー等の利益を侵害する画像をカメラ付き携帯端末で撮影し、それをインターネット上で広範囲に拡散することも容易になった。そのため、これによるプライバシー侵害等の被害が深刻化している。それにもかかわらず、こうした被害を防止する法的対応、とりわけ刑事規制は十分とはいえないのではないかと。十分でないとするれば、どのような刑事規制がありうるか。このような背景と問題意識から本研究を開始した。

#### 2. 研究の目的

本研究の目的は、カメラ付き携帯端末による画像の撮影や撮影された画像の拡散によるプライバシー侵害等の被害を防ぐための刑事規制の現状と課題を明らかにし、そのあり方を立法も含めて包括的に探ることにある。

#### 3. 研究の方法

前記目的を達成するために、第1に、日本の法規制、とりわけ各自治体の条例における盗撮等の刑事規制の現状を調査、検討することにした。その際には、条例それ自体の調査のほか、関連する裁判例や文献も調査することにした。

第2に、軽犯罪法の窃視罪（同法1条23号）による規制状況についても、裁判例や文献を調査、検討することにした。

第3に、ドイツ刑法を参照することにした。ドイツ刑法には、画像の撮影・拡散によるプライバシー侵害等を処罰する規定がある。2004年に新設され、まさに前記社会背景を受けて2015年に大幅に改正されたドイツ刑法201条aである。この規定は、わが国の法律レベルの刑事規制と比べると包括的であり、前記目的を達成するうえで参照価値が高い。しかし、この規定について改正前後の状況も含めて詳細に分析・検討した研究は、わが国には見当たらない。そこで、主にドイツ刑法201条aを比較検討の対象とすることにした。

#### 4. 研究成果

本研究により明らかになったことは、以下の(1)～(4)のとおりである。なお、当初は、具体的な立法提案も視野に入れていたが、ドイツで最近新たな立法が行われたこともあり、日本とドイツの現状と課題を把握するにとどまった。

##### (1) 日本の盗撮等の規制について

日本においては、盗撮等の一部を規制する法律上の犯罪として軽犯罪法の窃視罪があるが、その刑罰は極めて軽く、盗撮された画像・録画データを没収することができないという問題がある。そこで、盗撮等の規制については、軽犯罪法の窃視罪より法定刑が重く、画像・録画データの没収も可能となる各都道府県の条例における犯罪が重要であると考えられる。もっとも、条例は、これまで、道路や公園、電車など不特定多数の人が出入りする場所での盗撮等に限り、これを犯罪として処罰しており、そうでない場所、たとえば住居やホテルの客室での盗撮等は処罰してこなかった。

ところが、近時、住居やホテルの客室等における盗撮等を処罰するための条例の改正が相次ぐようになった。たとえば、東京都では、2018年に、盗撮等の規制対象となる場所が次のように拡張された。すなわち、それまで規制の対象であった公共の場所・公共の乗物、公衆便所、公衆浴場、公衆が使用することができる更衣室、公衆が通常衣服の全部または一部を着けない状態にいる場所に加え、新たに、住居、便所、浴場、更衣室その他人が通常衣服の全部または一部を着けない状態にいるような場所や、それ以外の、学校、事務所、カラオケボックス等の個室、タクシーその他不特定または多数の者が利用し、または出入りする場所や乗物が規制対象に追加された。このような規制対象となる場所の拡張は、東京都のみならず、他の自治体の条例にも見られるようになった。これにより、住居やホテルの客室での盗撮等が一部自治体において規制対象となった。

しかし、条例による規制には取締りや実際の処罰に地域差が生じかねないという問題がある。住居等の私的空間での盗撮等を規制していない地域があるほか、規制している地域でも、地域によって法定刑に違いがある（たとえば、東京都では1年以下の懲役または100万円以下の罰金であるのに対し、ある県では6月以下の懲役または50万円以下の罰金となっている）。そこで、全国一律に適用できる法律の中に盗撮罪を新設すべきだとの主張も見られるようになってきたが、法律レベルでの盗撮罪の整備は、いまだ十分には進んでいない状況にある。

日本でも、法律レベルでの盗撮罪の新設について、諸外国の立法を参照しながら、検討が進められるべきである。

## (2) ドイツの刑法 201 条 a について

本研究は、比較検討の対象として、画像・録画により高度の私的生活領域を侵害する行為を処罰するドイツ刑法 201 条 a に注目した。

ドイツでは、2015 年 1 月に性犯罪に関する刑法の大きな改正があり、性犯罪等の公訴時効停止期間の満 21 歳から 30 歳への延長、児童ポルノ頒布等罪の処罰範囲の拡張等がなされたが、これと関連して、刑法 201 条 a の罪の客体が大幅に拡張された。本研究との関係では、最後の点が重要である。

改正前のドイツ刑法 201 条 a の罪の客体は、住居内の他人の画像・録画と、中が見られないように特に保護された空間（トイレ、脱衣所、診察室など）にいる他人の画像・録画に限られていた。これに対し、このような空間的限定に対しては、客体の範囲が狭すぎる（たとえば、交通事故で重傷を負い醜い姿になった路上の交通事故被害者が本罪で保護されない）との批判があった。

そこで、2015 年改正により、新たに、撮影されることに無防備な他人の画像・録画、撮影された人の名声を著しく侵害するのに適した他人の画像・録画、18 歳未満の他人の裸体を対象とする画像・録画が本罪の客体に加えられた。これにより、客体が空間的限定のないものにまで広がった。このような改正の背景には、屈辱的・恥辱的・暴力的な状況は住居等の内部で生じるとは限らないこと、カメラ付き携帯電話の普及・通信技術の向上、いわゆる Cyber-Mobbing（サイバーいじめ、ネットいじめ）の深刻化、児童ポルノに該当しない児童の裸体写真等の問題があった。

が客体に加えられたことにより、暴行の被害者のほか、交通事故等の事故の被害者も保護の対象に含まれることとなった。被害者が第三者により救助されている場面でもよく、たとえば、泥酔者が自宅に担ぎ込まれる場面や重傷者が事故現場で救急医の治療を受けている場面であっても、その撮影は規制対象となる。については、Cyber-Mobbing に対する警告の意味があるとされているが、広範性・不明確性の問題が指摘されている。は、未成年者（18 歳未満の者）の裸体に限定されている点が特徴的である。法案では、裸体画像・録画による人格権・肖像権の侵害からは成人も保護されるべきだとして、成人の裸体画像・録画も客体に含まれていたが、多方面から批判を浴び、客体から除かれた。未成年者の裸体に限定されたことにより、の部分には、実際には、性的虐待からの未成年者の保護（性的虐待の間接促進の処罰）に資するとの指摘がある。

その後、2020 年には、死去した人の画像・録画が刑法 201 条 a の罪の客体に追加された。

## (3) ドイツ刑法 184 条 k の新設（2020 年）

他方、これまでドイツで処罰対象とされてこなかった、いわゆる Upskirting（スカート内の盗撮）や Downblousing（胸元の盗撮）についても、これを刑法上の犯罪として処罰すべきであるとの意見が強まり、立法化が進められた。もっとも、Upskirting 等の犯罪化は、刑法 201 条 a の改正ではなく、新たに刑法 184 条 k を設けることにより行われた。

ドイツ刑法 184 条 k は、2020 年に立法化され、2021 年 1 月に施行された。本条は、視界から保護されている性器、臀部、女性の胸、または他人のこれらの体の部分を覆う下着の画像・録画を、意図的に、または認識して、製造し、または送信する行為を処罰するものである。これにより、ドイツでも、Upskirting 等が法律上の犯罪として規制されることになった。法定刑は、201 条 a の罪と同じ 2 年以下の自由刑または罰金である。

本条は、201 条 a が私的生活領域を侵害する罪に位置づけられているのとは異なり、性的自己決定に対する罪の 1 つとして扱われている。Upskirting 等の性犯罪としての性格が重視されたためと考えられる。

## (4) ドイツ刑法から得られた知見

ドイツでは、地域ごとの規制ではなく、国レベルの統一的な規制、つまり、刑法（201 条 a と 184 条 k）による規制が行われている。これは、都道府県単位の条例による規制を軸にする日本と対照的である。先に述べたように、日本でも法律による盗撮等の規制を求める声があり、処罰の地域差をなくすためにも、国レベルの法律規制の必要性は高いと考えられる。ドイツ刑法の規制方法・内容は、日本における盗撮等の法律による刑事規制を考える際に、参考になると思われる。

もっとも、とくにドイツ刑法 184 条 k は、できて間もないものであり、その詳細な検討は、今後に残された課題である。また、ドイツの刑事規制を参考にするにしても、日本の実情に即した検討が求められることはいうまでもない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 豊田兼彦	4. 巻 24
2. 論文標題 アダルトサイトの管理運営者にわいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪等の共謀共同正犯が成立するとされた事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 速報判例解説	6. 最初と最後の頁 177 ~ 180
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------